

女川原発2号機差し止め訴訟 仙台地裁判決 地裁は運転差し止めを認めず 運動は高裁へと続く

2023年5月26日 山崎久隆（たんぼぼ舎共同代表）

2021年5月28日、東北電力女川原発2号機の再稼働をめぐる、石巻市の住民17人が再稼働の差し止めを求める訴えを仙台地裁に起こしました。この裁判は、原発事故時の避難計画の不備を争点とする差し止め訴訟で、全国で初めての事です。

これまでの各地原発訴訟においては、様々な論点の中で避難計画の不備を争点にしてきましたが、東日本大震災で町の大半が津波被害を受けた経験をもとに、石巻市市民は避難計画の不備一点に絞って再稼働の阻止を試みました。

同じく震災時に被災した日本原電東海第二原発についても、地域住民により避難計画の不備を含む論点で訴えが起こされた結果、水戸地裁は避難計画の不備を主因として運転を差し止める判決を出しています。

これに対して東北電力は、「そもそも安全確保対策により安全性が十分確認されていて放射性物質を異常に

放出するような事故が発生する具体的危険性は認められない」として、避難計画が不備であろうと、その計画が発動されることなど想定出来ないのだから差し止めの理由にはならないと、安全確保対策について長々と主張しています。

しかし原子力防災の基本的考え方は、起こり得ると考えられる事故は起こるとして避難計画を含む公衆への被ばく防止対策を求めているのであって、起こるかどうかの議論は、こと防災に関しては想定不相当です。こうした主張は水戸地裁判決では既に観念的、抽象的、潜在的危険性を前提としたもので、参考にならないと否定しているのです。

これまでの経緯とこれら論点については、「原告団ニュース 2023年4月24日第12号」に詳しく解説されていますので、それを引用します。

【この間の主な経過】

●避難計画への着眼

脱原発全国弁護団に参加していた小野寺信一弁護団長は、女川原発の再稼働を止める方策として「避難計画」に着眼し、若手女性弁護士で構成される「ひまわりネット」と共に、行政への情報公開請求を行う中で、この避難計画の下では、被ばくせずに30キロ圏外への脱出は困難であると考え、石巻市民に、女川原発の避難計画の実効性を検証するための原告となることを呼びかける勉強会の開催を呼びかけました。

この勉強会は、石巻市がUPZ20万人のうち15万人であること、UPZ自治体の計画がほとんど同一であること、今後の裁判展開で情報公開請求を駆使する上での事情などを考慮し、「石巻市の広域避難計画」に集中するため、主に石巻市民が対象となりました。

この呼びかけに応え、女川原発の再稼働に不安を抱いた市民などが参加し、2018年4月「女川原発の避難計画を考える会」を立ち上げ、避難経路の試走や宮城

県・石巻市への公開質問などを重ね、避難計画に実効性がないとの確信を持ち、宮城県知事及び石巻市長に対して、女川原発の再稼働に同意しないことを求め、同意差し止めの仮処分を申し立てるに至りました。

福島原発事故の教訓が投げ捨てられ、原発の最大限利用を目指す関連法案が国会で審議されているなか、再稼働で名指しされた女川原発2号機再稼働差止裁判は5月24日判決をむかえます。同じく名指しされた、島根原発2号機では、3月10日島根県と鳥取県の住民が「再稼働差止仮処分申立」を行いました。福島第一原発事故を繰り返さないために、なんとしても再稼働を止めることが求められています。

裁判所が法廷での書面や証拠に真正面から向き合うならば、私達の勝利判決を確信することが出来ます。

国策として、再稼働が推進される中で、これほどにずさんで住民を被ばくにさらす避難計画の下で、再稼

働が許されないことは明らかです。

いま、政府が推進している「原発の再稼働」ははじめ原発回帰政策に対して、福島事故を体験した国民の心の中には、再び原発事故が発生することへの根強い不安が横たわっています。

●地元同意の差止仮処分

「再稼働近し」の報道が溢れる中、2019年に上記申立をしました。

これに対し、仙台地方裁判所は「原告は、女川原発で事故が発生する具体的危険性を立証していない」などと棄却しましたが、福島第一原発事故の経験から「UPZ自治体に避難計画を義務付けた」という立法事実を無視した驚くべき決定でした。

●東北電力への再稼働差止裁判

私たちは、上記高裁決定を受け、「再稼働はあくまで電力事業者の判断」というならばと、2021年5

●92回の情報公開に裏付けられた12次にわたる準備書面の提出

私たちは、2021年11月から2022年11月の結審まで5回開かれた口頭弁論において、12次に及ぶ準備書面と共に、専門家の見解として、詳細な2回にわたる上岡

●実効性の有無に向き合わない被告・東北電力

これに対し、被告は、事務的なものを除けば、書面の提出は、最初の答弁書と最終意見書の2回だけ、その中で「検査場所に600人の職員を派遣する」と明らかにしたものの、その件に関することを含め私たちの投げ掛ける問題への回答は全く示されず、「原

●「調査囑託」の申し立てと裁判所による採用

こうした中で裁判所の判断が注目されたのが、内閣府、宮城県、石巻市への調査囑託の申し立てにつき、県に対する申立の一部を採用したことでした。県の回

●規制委員会の回答を証拠として提出

被告が「事故の発生の具体的危険性」にあまりにもこだわることから、弁護団は、弁護士法条の2に基づく弁護士会照会を活用し、規制委員長の「規制委員会の審査を終了したから事故が起こらないとは言えない」という国会答弁について、「これは個人の見解か？委員会としての見解か？」と規制委に質問し、「規制委としての正式な見解」との回答を得て、これを証拠

●判決は「請求棄却」

判決で仙台地裁の齊藤充洋裁判長は、「原告側は放射性物質が異常に放出される事故が発生する具体的な危険があることについて主張や立証をしておらず、事故が起きる危険性を前提とすることはできない」と指

裁判所は、政府や最高裁に忖度することなく、良心に従った判決を下すことを強く求めます。

ぜひ傍聴いただき、報告集会では今後について共に考えて頂けますようお願いいたします。

控訴審の仙台高等裁判所の決定は、さすがに地裁の「門前払い」の棄却理由は採用しませんでした。 「避難計画の現状には相当な不備がある」と認めながら、「首長の同意と再稼働は同一視できない、再稼働はあくまで電力事業者2023年の判断」と、住民の常識とは全くかけ離れた見解を持ち出して、私たちの訴えを認めませんでした。

月に東北電力を被告として仙台地裁へ再稼働差止を求めて提訴しました。

直見先生の意見書を提出しました。また集団で検討を加えた原告団の意見として、初回と最終回に、原伸雄原告団長が代表して意見陳述いたしました。

告は事故発生の具体的危険性を立証していない」「避難計画は、国によつて了承されている」「計画に不備があっても改善。修正できる」と繰り返すのみでした。

答は「検査場所への職員の到着時間は調べていない」「電力職員のそれも把握していない」とするものでした。これだけでも実効性の欠如は明白です。

として裁判所に提出しました。これもまた弁護団の考え抜いた手法でした。

5月24日判決をむかえる女川原発再稼働差止訴訟原告が登壇し、この間の女川原発再稼働を許さない取り組みを振り返りながら、来年2月に迫る再稼働を止めるために力を合わせて行こうと挨拶しました。

摘し、避難計画に不備があるという主張だけでは裁判で原発の運転の差し止めを求めることはできないとしました。(以上、NHKニュースより)